　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥労基協発第２０号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３１年　３月　１日

　事　業　者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　鳥取労働局登録教習機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

２０１９年度「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者

技能講習」（鳥労登教第７７号）の開催案内

　標記講習会を下記のとおり開催します。関係業務があれば該当者をもれなく受講されますよう、ご案内します。（交替制又は出張や休暇などの場合には代替者が必要です。）

　労働安全衛生法の改正により平成１８年４月より特定化学物質等作業主任者技能講習と四アルキル鉛等作業主任者技能講習が統合され、石綿関係が新たに石綿作業主任者技能講習になりました。そのため標記技能講習を修了しても石綿作業主任者にはなれませんのでご注意ください。（石綿作業主任者技能講習は２０１９年１２月に倉吉にて実施します。）

記

１．受講定員　１００名　定員になり次第締め切ります。

２．講習期日、会場

期　日 ２０１９年７月２３日（火）・２４日（水）

　会　場 鳥取県立倉吉体育文化会館　大研修室（倉吉市山根５２９－２）

３．講習日程

第１日　　９：３０～　９：５０ 受付

　　９：５０～１０：００　事務局説明

　１０：００～１７：１５ 関係法令(2h)／健康障害とその防止措置(4h)

　第２日　１０：００～１８：２０ 作業環境の改善方法(4h)／保護具(2h) ／

学科修了試験(1h)

　　　　　（学科は休憩時間（昼食及びその他）を含みます。）

４．受講料　１３，８２４円（消費税、テキスト１，９４４円含む）

５．講習申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送してください。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭでも可）

「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

（２）写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）が２枚必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

（３）受講申込後の受講取消については、講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意ください。

（４）受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習開始１０分前までに受付を済ませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

６．郵送先は下記のとおり。その他不明な点（締切、学科等）についても、下記へお尋ねください。

〒689-1112 鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

Tel（０８５７）５２－７３００　　Fax（０８５７）５２－７３１１